

宇 城 市 中 期 財 政 計 画

令和6年度～令和13年度
(2024～2031 8年間)

令和5年9月
総務部財政課

目 次

I	中期財政計画の目的	・ ・ ・ ・ ・	P. 1
II	中期財政計画策定の前提条件	・ ・ ・ ・ ・	P. 2
III	中期財政計画		
	・ 計画（表）		
	1 歳入歳出計画	・ ・ ・ ・ ・	P. 4
	2 基金計画	・ ・ ・ ・ ・	P. 6
	3 地方債計画	・ ・ ・ ・ ・	P. 6
	4 健全化判断比率	・ ・ ・ ・ ・	P. 6
	・ 計画（図）		
	1 歳入歳出計画	・ ・ ・ ・ ・	P. 7
	2 基金計画	・ ・ ・ ・ ・	P. 10
	3 地方債計画	・ ・ ・ ・ ・	P. 11
	4 健全化判断比率	・ ・ ・ ・ ・	P. 14
IV	財政用語の解説	・ ・ ・ ・ ・	P. 15

I 中期財政計画の目的

平成17年1月15日に5町が合併し「宇城市」となって以降、令和6年度（令和7年1月15日）には、合併後20年目の会計年度を迎えようとしています。

本市は、これまで一定の水準を維持しつつ、継続的に効率的で効果的な行政サービスを提供するために、行財政改革を行い、組織改編等による職員数等の削減、施設の統廃合等による経常経費の節減、基金の増資、市債残高の減少等に努め、財政の健全化に努めてきたところです。

しかしながら、今後の歳出においては、少子高齢化による社会保障関係経費の増嵩や、熊本地震による被災した施設の復旧、復興の際に発行した市債残高の増加、老朽化した公共施設・インフラ等の防災・減災対策及び更新に多額の経費が必要となる見込みです。

一方、歳入においては、5町合併の恩恵として、普通交付税において上乗せ交付されていた合併算定替特例措置が令和元年度で終了していることや、財政的に有利な地方債である合併特例事業債の発行が令和5年度で終了する見込みであり、税収等の自主財源が乏しい本市においては、厳しい財政状況となる見込みです。

このような状況を見据えつつ、「安定した住民サービスの提供」と「持続可能な財政基盤の確立」の両立を図るためには、財政状況を的確に捉えた健全な財政運営を行っていく必要があります。

このため、本市の中期的な財政収支の見通し（令和6年度～令和13年度の8年間）を行うことで、将来にわたる中期的収支の状況や、行財政運営上の課題を明らかにし、財政運営の健全性を担保すると共に、将来にわたって持続可能な財政基盤を確立するための目安として、本計画を策定しました。

なお、本計画は、将来の予算編成を拘束するものではなく、また、社会情勢の変化、国・県の政策及び市政の変化等により大きく影響を受けるため、これらを注視しながら適宜見直しを行う方針としています。

※ 見直し時期：令和8年9月に予定（令和9年度～令和13年度の残存5年間）

Ⅱ 中期財政計画策定の前提条件

- (1) 計画期間 令和6年度～令和13年度（8年間）
 参考情報として、過去8年間の決算推移（平成27年度～令和4年度）と策定年度（令和5年度）の予算（繰越含む）を提示
- (2) 対象会計 普通会計（一般会計＋奨学金特別会計）
- (3) 計画の考え方 歳入・歳出ともに、策定年度の9月補正予算編成時点を基礎に、過去8年間の決算の推移と現行の行財政制度をベースとして推計
 収支の調整は、歳入歳出予算一致の原則をもとに「歳入＜歳出（赤字見込）」の場合は、財政調整基金の繰入（取崩し）、「歳入＞歳出（黒字見込）」の場合は、同基金への積立を行い、歳入と歳出が一致するよう財源の調整を行っています。
- (4) 歳入項目
- ① 地方税 現行税制を前提に、過去3ヵ年の決算額を基に伸び率等も踏まえ推計
 - ② 地方譲与税等 現行制度を前提に、過去3ヵ年の決算額を基に推計
 - ③ 地方交付税 普通交付税は、一本算定に事業費補正・公債費算入も踏まえ推計
 特別交付税は、約8億円を基準として計上
 - ④ 分担金及び負担金 一般行政経費・建設事業経費に伴う現時点の歳出事業計画に現行補助率等を含め推計
 - ⑤ 使用料及び手数料 現行制度を前提に、過去3ヵ年の決算額を基に推計
 - ⑥ 国・県支出金 一般行政経費・建設事業経費に伴う現時点の歳出事業計画に現行補助率等を含め推計
 - ⑦ 繰入金 財政調整基金の繰入は10億円程度の規模となるよう調整
 - ⑧ 市債 建設事業計画を現時点の歳出計画に連動させ、現行制度上で財政措置が有利な起債で計上
 - ⑨ その他の収入 過去3ヵ年の決算額を基に伸び率等も踏まえ推計、ふるさと納税寄附金は、8億円を基準に推計

(5) 歳出項目

ア 義務的経費

- ① 人件費 策定年度における常勤職員・再任用職員・議員や会計年度任用職員数及び現行制度を基に、退職手当等も所要額なども踏まえ推計
- ② 扶助費 過去の推移等も踏まえ一定の伸び率を乗じて推計
- ③ 公債費 既発行分については償還計画に基づき積算し、今後の発行分は理論計算により推計
市民病院事業会計の事業譲渡による病院債元利償還額（債務承継）を加算

イ 投資的経費

- ① 普通建設事業費 . . . 現行の国土強靱化地域計画などの個別事業計画や公共施設長寿命化計画等に基づき、直近の推移や計画状況等を踏まえ推計（通常の建設事業枠を年間35億円程度とし推計）
- ② 災害復旧事業費 . . . 緊急突発的対応が必要なため、年間枠として0.7億円を最低限確保し計上

ウ その他の経費

- ① 物件費 需用費や委託料などの物件費は、直近の推移等を人件費や物価高騰の影響も踏まえ推計
- ② 維持補修費 インフラ施設等の維持補修費は、通常年間枠として3億円程度を確保し推計
- ③ 補助費等 現行の協定や補助要綱等に基づき、直近の推移等を踏まえ負担金・補助金等を推計
- ④ 積立金 各種基金の運用積立を直近の推移等を踏まえ推計
- ⑤ 投資及び出資金 . . . 水道事業会計及び下水道事業会計における計画額（雨水対策費を含む）を踏まえ推計
- ⑥ 貸付金 奨学金特別会計における貸付金の直近推移等を踏まえ推計
- ⑦ 繰出金 国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計における計画額を踏まえ、国が定める基準内の繰出を前提とした額を推計
- ⑧ その他の補足 . . . 熊本地震からの復旧・復興関係費は、令和5年度まで計上、新型コロナウイルス感染症対策事業については、利子補給制度など現時点で支出が見込まれる経費のみを計上

Ⅲ 中期財政計画（表・図）

1 歳入歳出計画

① 歳入（性質別）

① 歳入（性質別）	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	予算現計	見込	見込	見込	見込	見込	見込	見込	
	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)		R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)
1 地方税	5,798	5,660	5,832	5,985	6,132	6,060	6,110	6,254	6,041		6,155	6,214	6,207	6,263	6,268	6,256	6,261	6,248
2 地方譲与税	304	301	300	304	308	310	316	316	317		320	320	320	320	320	320	320	320
3 利子割交付金	7	5	9	9	3	3	3	1	3		3	3	3	3	3	3	3	3
4 配当割交付金	27	12	13	17	13	15	14	25	14		18	18	18	18	18	18	18	18
5 株式等譲渡所得割交付金	23	8	19	13	9	15	27	17	17		20	20	20	20	20	20	20	20
6 地方消費税交付金	1,168	1,028	1,074	1,110	1,035	1,267	1,372	1,406	1,267		1,348	1,348	1,348	1,348	1,348	1,348	1,348	1,348
7 ゴルフ場利用税交付金	40	35	40	37	35	32	38	36	35		36	36	36	36	36	36	36	36
8 軽油引取税・自動車取得税交付金	41	51	73	72	38	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0
9 自動車税環境性能割交付金					9	21	22	26	17		23	23	23	23	23	23	23	23
10 法人事業税交付金						27	63	85	63		74	74	74	74	74	74	74	74
11 地方特例交付金	21	23	27	34	101	54	122	66	67		51	51	51	51	51	51	51	51
12 地方交付税	11,211	11,058	10,422	10,039	9,593	9,988	10,806	10,789	10,230		10,511	10,611	10,620	10,621	10,236	10,139	10,063	9,950
13 交通安全対策特別交付金	9	8	8	7	7	7	6	6	6		6	6	6	6	6	6	6	6
14 分担金及び負担金	265	277	304	338	269	208	200	182	221		195	214	243	212	173	156	156	156
15 使用料	271	221	210	219	217	215	221	224	217		211	211	211	211	206	206	206	201
16 手数料	99	105	102	101	104	98	100	102	95		100	100	100	100	100	100	100	100
17 国庫支出金	4,331	6,134	7,851	5,013	5,779	13,793	7,424	7,535	6,692		5,856	5,460	5,426	4,928	5,165	4,956	4,872	4,972
18 都道府県支出金	2,140	3,373	4,644	4,880	4,196	2,744	3,301	3,057	3,057		2,378	2,404	2,409	2,479	2,427	2,435	2,435	2,435
19 財産収入	116	48	44	155	123	28	69	27	50		19	19	19	19	19	20	20	20
20 寄付金	19	149	323	327	532	599	525	642	813		1,012	1,112	1,167	1,224	1,285	1,349	1,349	1,349
21 繰入金	321	1,898	283	332	392	1,021	808	181	1,904		1,365	1,095	1,367	1,581	1,493	939	845	638
22 繰越金	1,016	851	2,131	1,456	995	848	820	729	1,161		300	300	300	300	300	300	300	300
23 諸収入	497	303	542	297	350	1,397	367	1,408	558		248	246	244	243	244	245	245	245
24 地方債	2,446	4,081	5,693	5,303	6,233	7,478	4,876	2,790	5,475		4,080	3,028	2,474	2,360	2,190	2,751	2,430	2,410
A 歳入合計（性質別）	30,171	35,629	39,946	36,049	36,470	46,227	37,609	35,906	38,321		34,328	32,912	32,685	32,441	32,006	31,750	31,179	30,920

										計画期間							
② 歳出（性質別）	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	予算現計	見込	見込	見込	見込	見込	見込	見込	見込
	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)
1 人件費	4,754	4,624	4,414	4,350	4,263	4,251	4,105	3,723	3,685	3,818	3,868	3,783	3,782	3,798	3,789	3,739	3,719
2 物件費	2,625	4,483	7,343	2,727	3,283	5,608	3,958	4,795	5,324	3,743	3,928	3,811	3,888	3,947	3,922	3,919	3,929
3 維持補修費	504	445	495	432	452	247	233	465	293	415	261	261	315	419	469	467	468
4 扶助費	5,848	6,447	6,544	6,573	6,949	7,176	8,854	7,932	7,782	8,000	8,057	8,119	8,239	8,305	8,369	8,305	8,326
5 補助費等	3,476	5,095	5,866	4,272	3,468	9,625	3,460	4,896	4,773	4,334	4,329	4,517	4,644	4,497	4,505	4,548	4,517
6 普通建設事業費	3,001	2,635	3,501	8,405	9,753	10,153	7,389	4,230	7,950	6,003	4,284	4,069	3,513	3,693	3,550	3,530	3,350
7 災害復旧事業費	355	1,852	1,766	255	161	305	668	117	143	66	66	66	66	66	66	66	66
8 失業対策事業費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9 公債費	4,407	4,165	4,047	3,918	3,565	3,982	4,225	4,494	4,591	4,524	4,653	4,548	4,421	3,695	3,456	3,326	3,167
10 積立金	757	183	751	449	373	313	232	408	475	576	616	638	661	685	710	369	369
11 投資及び出資金	160	150	153	145	173	530	559	335	169	157	136	133	146	128	134	136	133
12 貸付金	14	21	8	10	7	4	5	5	8	7	8	9	9	9	9	9	9
13 繰出金	2,690	2,792	2,743	2,761	2,709	2,784	2,754	2,825	3,106	2,663	2,680	2,705	2,732	2,739	2,747	2,739	2,842
14 前年度繰上充用金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15 予備費	0	0	0	0	0	0	0	0	25	25	25	25	25	25	25	25	25
B 歳出合計（性質別）	28,590	32,893	37,631	34,297	35,155	44,977	36,441	34,226	38,321	34,328	32,912	32,685	32,441	32,006	31,750	31,179	30,920
										(単位：百万円)							
③ 歳入歳出差引	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	予算現計	見込	見込	見込	見込	見込	見込	見込	見込
	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)
A 歳入合計	30,171	35,629	39,946	36,049	36,470	46,227	37,609	35,906	38,321	34,328	32,912	32,685	32,441	32,006	31,750	31,179	30,920
B 歳出合計	28,590	32,893	37,631	34,297	35,155	44,977	36,441	34,226	38,321	34,328	32,912	32,685	32,441	32,006	31,750	31,179	30,920
C 形式収支	1,581	2,736	2,314	1,752	1,315	1,250	1,168	1,680	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D 翌年度に繰越すべき財源	119	1,517	588	236	376	389	290	647	0	0	0	0	0	0	0	0	0
E 実質収支	1,462	1,219	1,726	1,516	938	860	878	1,033	0	0	0	0	0	0	0	0	0
F 単年度収支	111	△ 243	507	△ 210	△ 578	△ 78	18	155	△ 1,033	0	0	0	0	0	0	0	0
G 積立金	709	21	18	119	65	2	2	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5
H 繰上償還金	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
I 積立金取崩し額	0	1,600	0	0	0	800	0	0	1,617	938	470	843	856	987	433	339	132
J 実質単年度収支	819	△ 1,822	525	△ 91	△ 513	△ 871	20	159	△ 1,612	△ 932	△ 464	△ 837	△ 850	△ 981	△ 428	△ 334	△ 127

2 基金計画

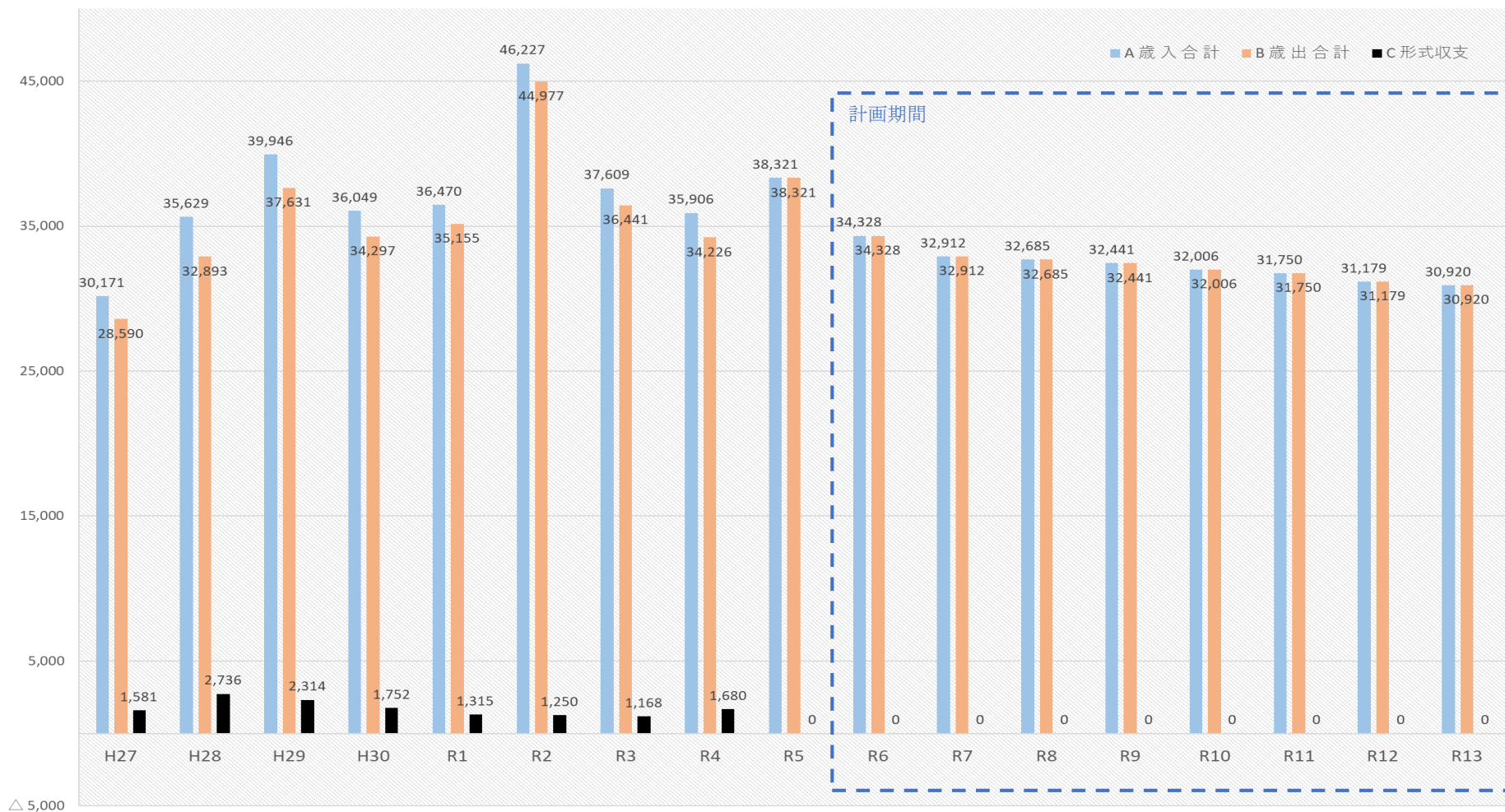
		決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	予算現計	見込	見込	見込	見込	見込	見込	見込	見込
		H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)
財政調整基金	前年度末現在高	6,501	7,884	7,035	7,657	8,634	9,457	9,125	9,557	10,000	8,907	7,974	7,510	6,672	5,822	4,841	4,841	4,413
	基金積立金	709	21	18	119	65	2	2	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5
	基金取崩金	0	1,600	0	0	0	800	0	0	1,617	938	470	843	856	987	433	339	132
	歳計剰余積立金	674	730	605	858	757	467	430	439	519	0	0	0	0	0	0	0	0
	年度末現在高	7,884	7,035	7,657	8,634	9,457	9,125	9,557	10,000	8,907	7,974	7,510	6,672	5,822	4,841	4,413	4,507	4,286
減債基金	前年度末現在高	1,516	1,307	1,099	891	832	730	772	753	733	709	684	658	633	608	602	602	595
	基金積立金	1	2	1	150	3	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	基金取崩金	210	210	210	209	105	19	19	20	25	25	25	25	25	7	7	7	6
	歳計剰余積立金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	年度末現在高	1,307	1,099	891	832	730	772	753	733	709	684	658	633	608	602	595	595	589
その他特定目的基金	前年度末現在高	3,803	3,850	3,995	4,718	4,824	4,926	5,014	4,563	4,880	5,179	5,421	5,506	5,713	5,742	5,996	5,996	6,275
	基金積立金	47	161	732	180	304	251	230	404	470	570	610	632	655	679	705	705	705
	基金取崩金	0	16	9	75	202	162	681	88	171	328	526	425	626	426	425	425	425
	歳計剰余積立金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	年度末現在高	3,850	3,995	4,718	4,824	4,926	5,014	4,563	4,880	5,179	5,421	5,506	5,713	5,742	5,996	6,275	6,275	6,555
年度末基金残高（合計）		13,041	12,129	13,267	14,290	15,112	14,911	14,874	15,613	14,795	14,079	13,674	13,018	12,172	11,438	11,283	11,377	11,430

3 地方債計画

	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	予算現計	見込	見込	見込	見込	見込	見込	見込	見込
	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)
前年度末現在高	33,372	31,772	31,993	33,895	35,488	38,334	41,989	42,782	41,217	42,269	41,992	40,545	38,652	36,774	35,463	35,463	34,961
市債発行額	2,446	4,081	5,693	5,303	6,233	7,478	4,876	2,790	5,475	4,080	3,028	2,474	2,360	2,190	2,751	2,430	2,410
市債元金償還額	4,045	3,861	3,791	3,710	3,387	3,823	4,082	4,355	4,434	4,356	4,475	4,366	4,238	3,502	3,253	3,107	2,937
年度末市債現在高	31,772	31,993	33,895	35,488	38,334	41,989	42,782	41,217	42,269	41,992	40,545	38,652	36,774	35,463	34,961	34,786	34,434

4 健全化判断比率

	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	予算現計	見込	見込	見込	見込	見込	見込	見込	見込
	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)
実質公債費比率	11.9	11.7	11.1	10.2	8.9	8.7	9.1	10.4	11.5	12.3	13.2	13.5	13.6	13.3	12.8	11.6	11.6
将来負担比率	41.3	40.7	26.1	5.4	2.0	15.1	22.9	22.7	37.1	40.0	42.6	42.4	44.7	46.8	46.4	44.7	44.7



補足説明

収支の調整は、歳入歳出予算一致の原則をもとに「歳入＜歳出（赤字見込）」の場合は、財政調整基金の繰入（取崩し=歳入の増額）、「歳入＞歳出（黒字見込）」の場合は、同基金への積立（積立=歳出の増）を行い、歳入と歳出が一致するよう財源の調整を行っています。

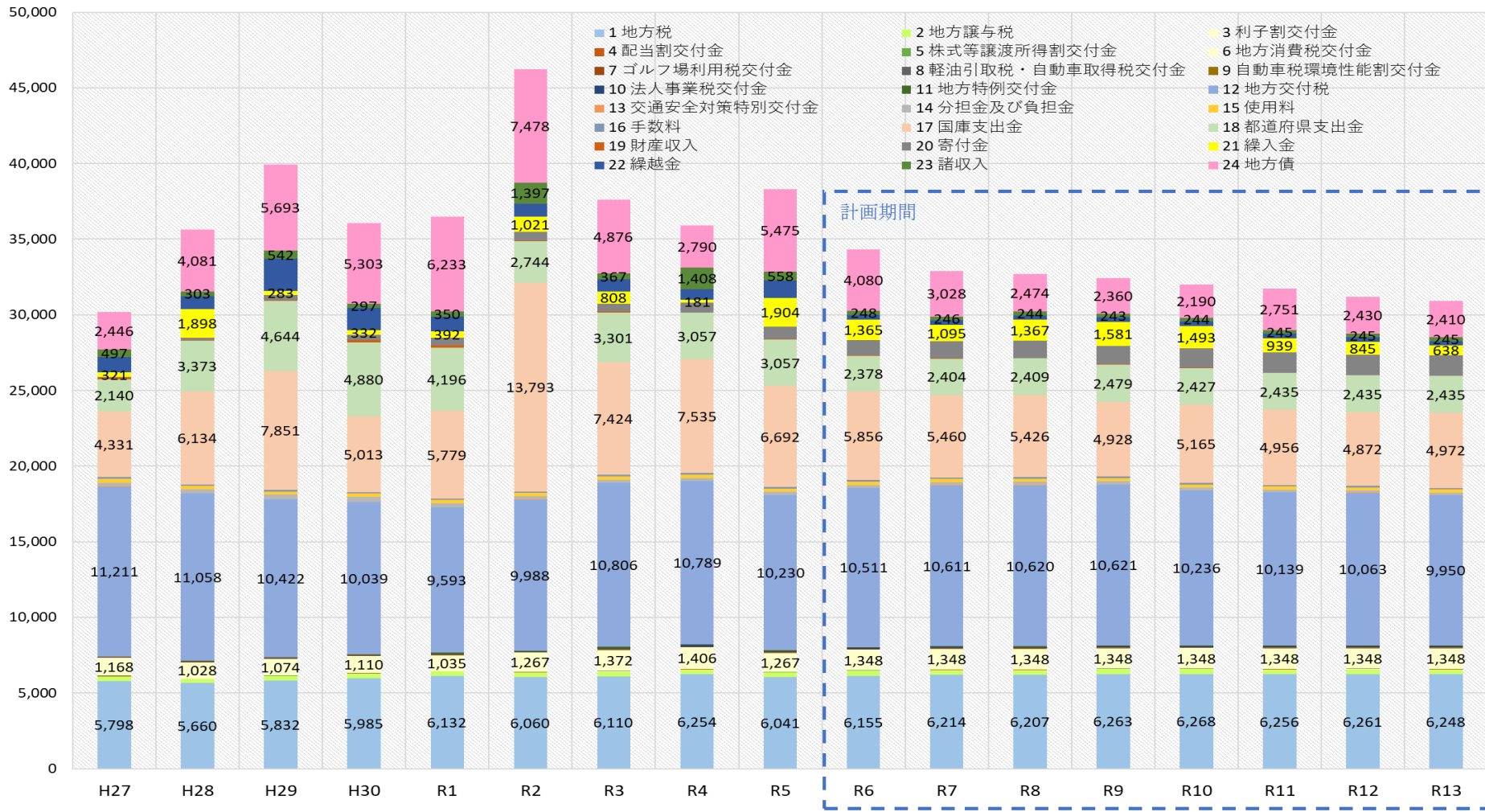
R6年度であれば、歳出に対し歳入が938百万円不足していることから、赤字にならないよう財政調整基金を938百万円取崩す計画を行い、収支の均衡を図っています（表③「I 積立基金取崩し額」参照）。

R27～R4は「決算額」ですが、歳入は予算（計画）から上振れ、歳出は入札執行等により予算（計画）から下振れします。収支が赤字（見込）となる場合は、会計年度期間中に財政調整基金を繰り入れて収支を調整し、結果的に収支（形式収支）が黒字となるよう財源の調整を行っています。実質的な収支は、形式収支から翌年度に繰り越す財源等を除いた金額となります（表③「E 実質収支」参照）。

単位：百万円

1 歳入歳出計画 ① 歳入（性質別）

図 2



補足説明

歳入の財源には「一般財源」と「特定財源」の区分があります。

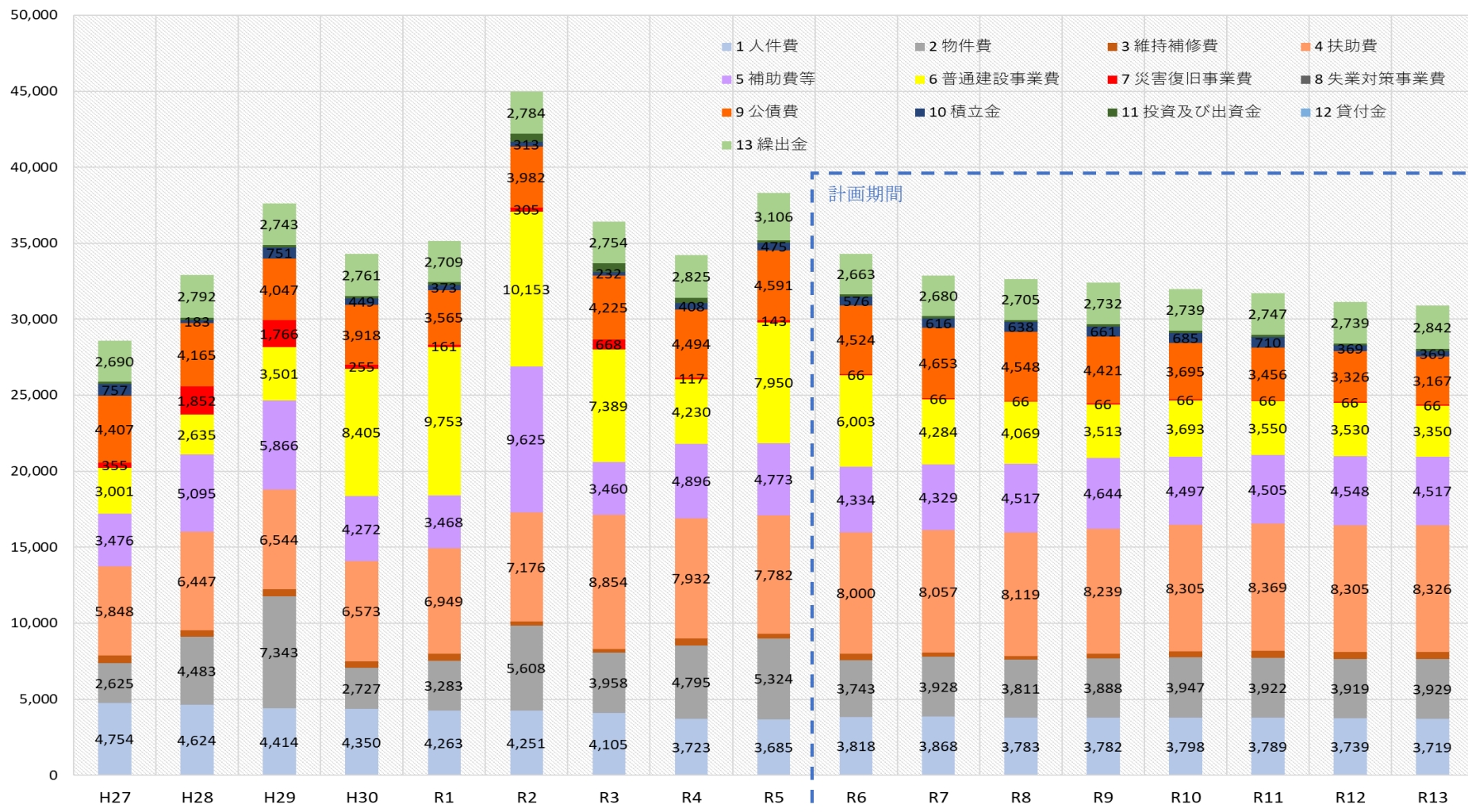
・一般財源（R6/187億円・R9/189億円・R13/182億円）

使途が特定されず、市の裁量によってどのような経費にも使用できる財源「1地方税～12地方交付税」など

・特定財源（R6/156億円・R9/135億円・R13/127億円）

一般財源とは反対に、使途が特定されている財源「17国庫支出金、18県支出金、24地方債、14分担金及び負担金、15使用料」など

○ 一般財源の大部分を占める地方交付税、特に普通交付税は概ね95億円から公債費の減少により下落傾向とし、地方税（市税）をほぼ横ばいの62億円程度で計画しています。計画期間における財政運営は、一会計年度の支出は、一会計年度の収入で賄うことを原則とし、見込まれる一般財源規模に国・県の支出金（支援）と交付税措置のある有利な地方債などの特定財源を有効活用することを原則とした歳入計画としています。



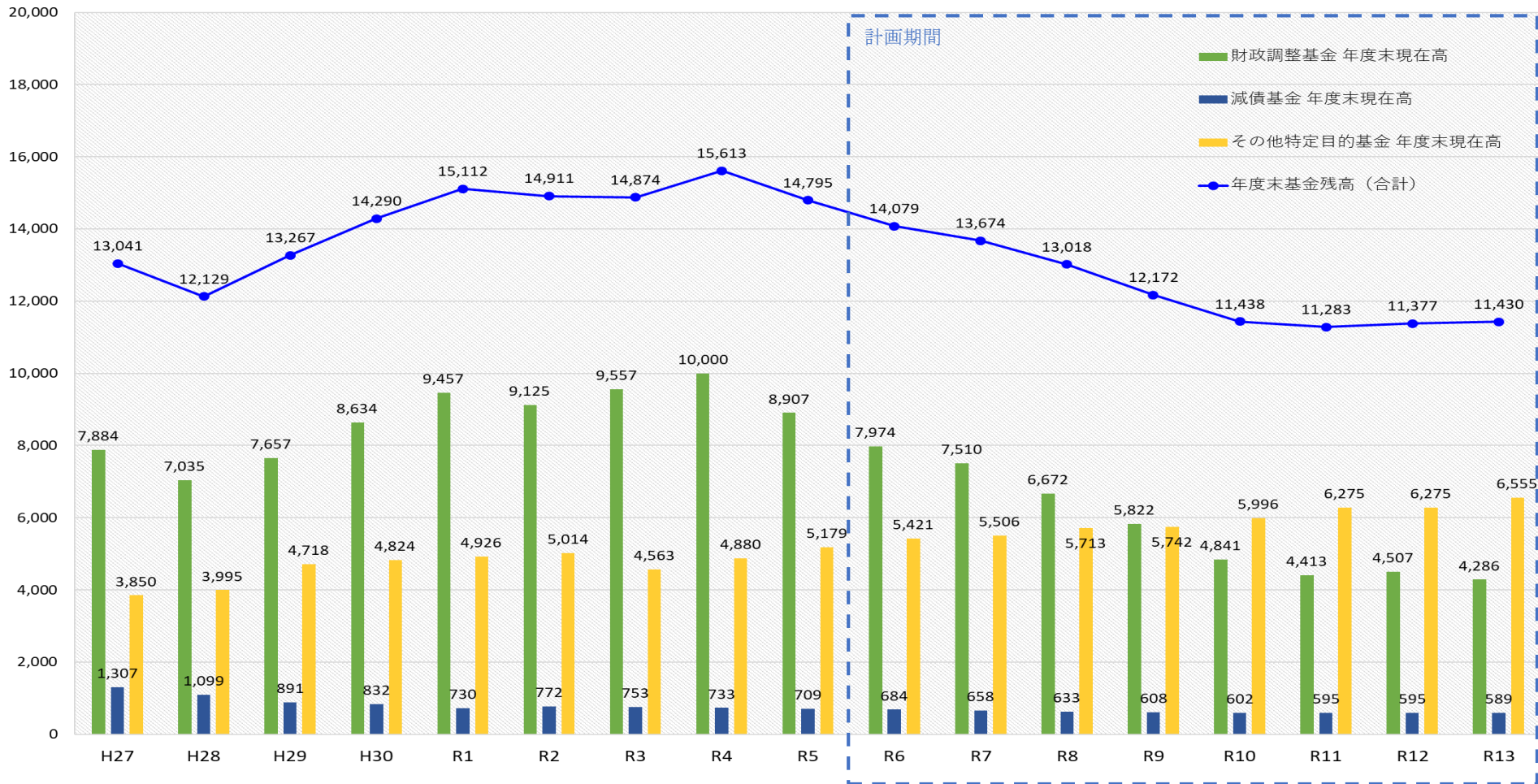
補足説明

歳出には「義務的経費」と「投資的経費」、「その他の経費」の区分があります。

- ・**義務的経費**（R6/163億円・R9/164億円・R13/152億円）支出が義務付けられ任意に削減できない経費（1人件費、4扶助費、9公債費）
- ・**投資的経費**（R6/ 61億円・R9/ 36億円・R13/ 34億円）道路、公園等、社会資本の整備に要する経費（6普通建設事業費、7災害復旧事業費）
- ・**その他の経費**（R6/119億円・R9/124億円・R13/123億円）上記以外の経費（2物件費、3維持補修費、5補助費等、10積立金など）

○ 計画期間における歳出運営は、限られた財源を有効に活用することを原則とし、選択と集中を念頭に置いた計画としています。義務的経費の縮減、特に上昇傾向にある公債費の縮減を意識しつつ、行財政改革（施設の統廃合や業務のアウトソーシング、DX等）を引き続き行い、市独自の重要政策は継続しつつ、老朽化した公共施設等の更新・改修も計画的に行う歳出計画としています。

単位：百万円



補足説明

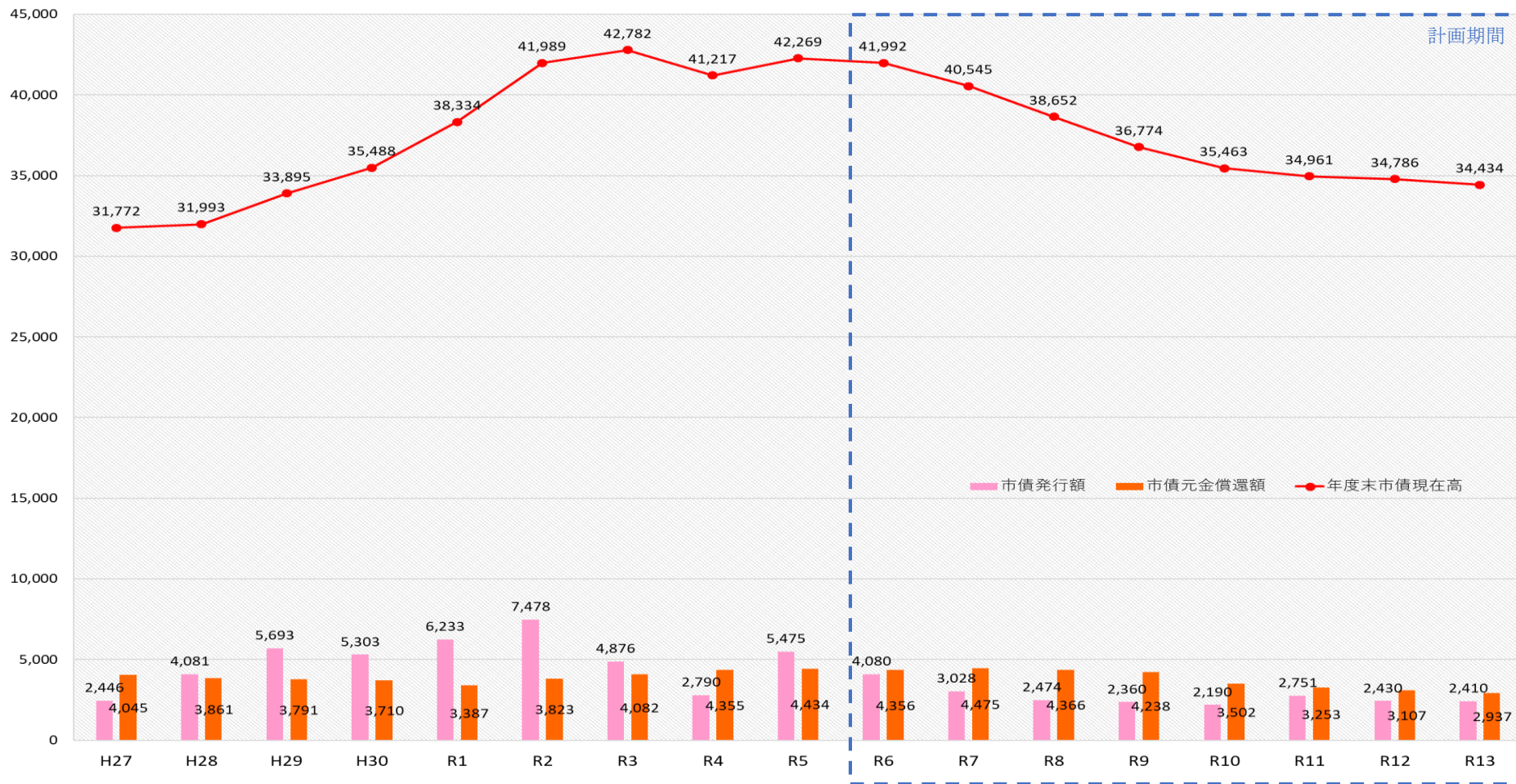
基金は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し資金を積み立てるために設置するもの、又は定額の資金を運用するために設置するもので、財産として位置づけされます。普通会計（一般会計＋奨学金特別会計）においては、年度間の財源の不均衡を調整する「財政調整基金」や市債の償還を維持・調整する「減債基金」をはじめ、「特定目的基金」として11種類の基金、計13種類の基金を設置しています。

○ 財政調整基金は、合併時は15億円程度でしたが、5町合併のメリット（普通交付税の合併算定替、合併特例事業債の特例発行）を最大限に活用するとともに、行財政改革を自主的に行い合併以降15～20年後を見据えて計画的に増資したことで、令和4年度には約100億円となりましたが、今後の計画では、歳出計画に対する歳入不足が見込まれますので計画的に取崩す予定としてます。過去の熊本地震等の大規模災害などの緊急突発的な財政需要や予期せぬ収入の減少に備えておく必要があるため、持続可能な財政基盤の一部として、標準財政規模の20%程度の約37億円（約185億円×20%）は最低限保有しておくべき額として位置付けています。

単位：百万円

3 地方債計画

図 5



補足説明

地方債には、様々な目的や機能があり、主な機能としては、単年度に多額の財源を必要とする建設事業や災害復旧事業等に係る財政負担を後年度に平準化する年度間の調整、また、施設等は整備完了から長期間にわたり利用されるため、現世代の住民と便益を受ける後世代との住民負担の世代間公平のための調整などがあります。また、市の経済対策の調整として、普通建設事業の財源となる地方債は、予算規模で建設事業量を調整できるため、景気対策等において重要な役割を果たしています。

○ 合併時（H17）から令和4年度までに借り入れた地方債は約686億円で、未償還額は約412億円です。本市が借り入れている多くの地方債は国からの支援（普通交付税等）で賄われるため、実質的な市の令和4年度末時点の負担は、約25%の103億円程度となります。地方債残高が近年増加傾向にあるため、発行上限額を約25億円程度に抑え、計画期間中に地方債残高を縮小していく計画としています。

・ 国の支援がある主な地方債の発行総額（H17～R4）

合併特例事業債 約306億円、過疎対策事業債 約54億円、災害復旧事業債 約58億円、臨時財政対策債 約166億円 など

合併特例事業債の発行状況について

単位：百万円

35,000.0

30,000.0

25,000.0

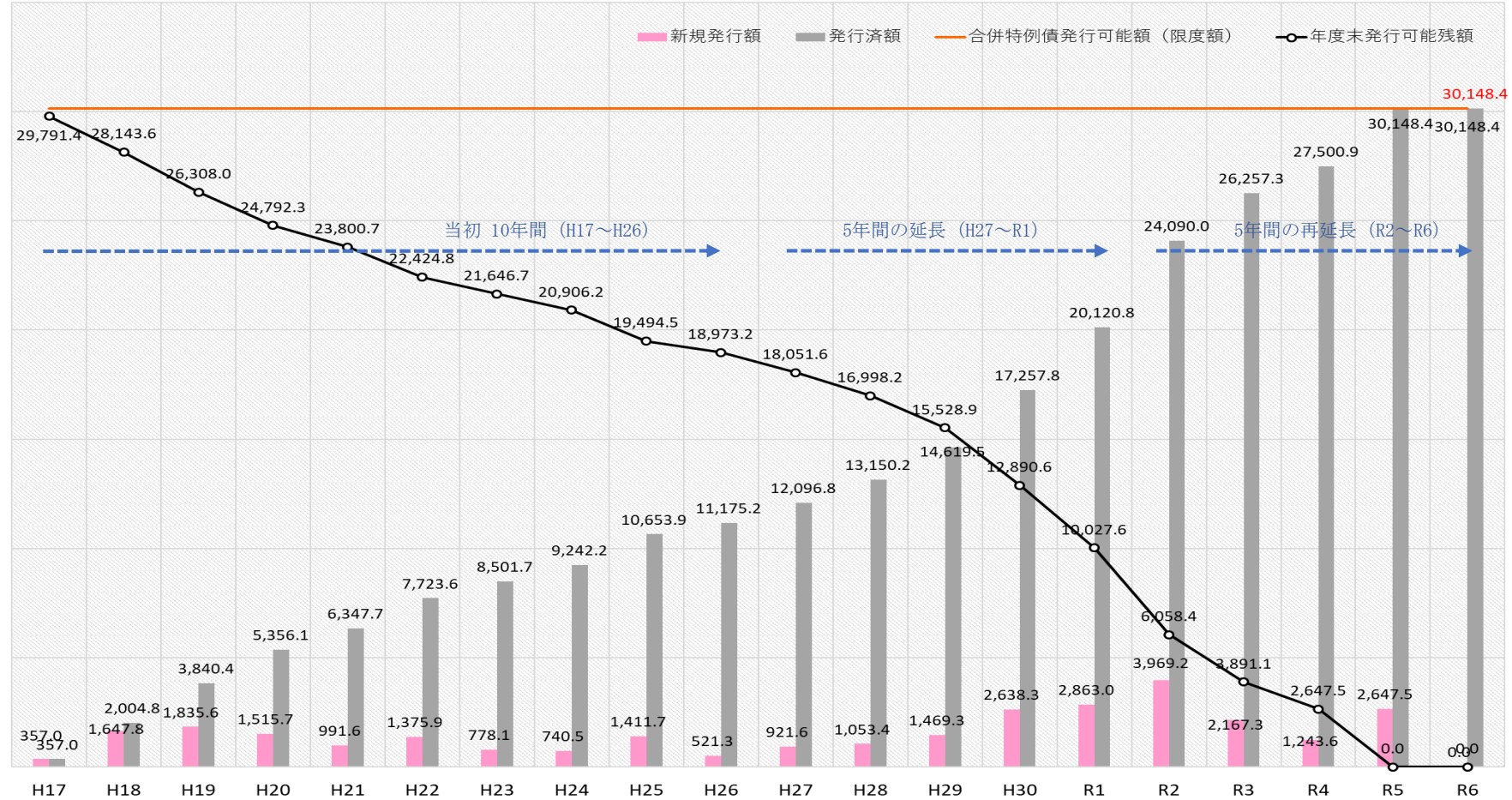
20,000.0

15,000.0

10,000.0

5,000.0

0.0



補足説明

当初の実施期間は、合併年度（H17）から10年間（H26まで）でしたが、東日本大震災の被害等が考慮され、5年間延長する2回の法律改正をそれぞれ経て、令和6年度までの20年間となりました。合併特例事業債は、新市建設計画に基づき主に次の目的に区分されたハード事業に対し、合併市町村のみが特例として発行できる市債（借金）です。

○ 主な目的区分（①合併後の市の一体性の速やかな確率を図るために行う公共的施設の整備事業、②合併後の市の均衡ある発展に資するために行う公共的施設の整備事業、③合併後の市の建設を総合的かつ効果的に推進するために行う公共的施設の統合整備事業 など）

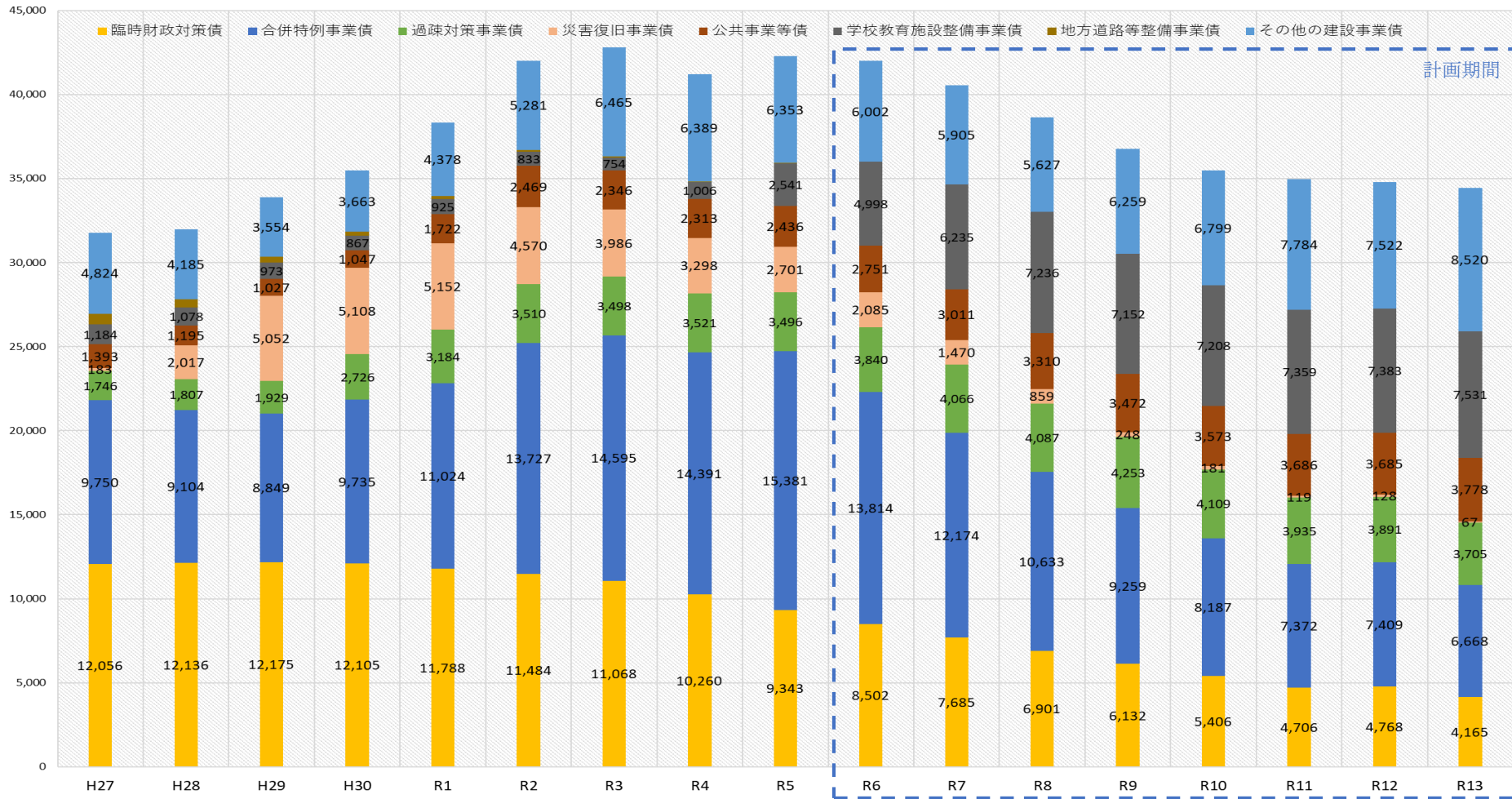
本市は、この財政的に有利な地方債を計画的かつ最大限に有効活用し、道路などのインフラ整備・小中学校などの公共施設等の新改築・大規模改修・統廃合などを行ってきており、令和5年度で発行上限額に達する見込みです。

○ 施設区分ごとの発行済額（主なもの）

本庁舎支所等 21.4億円、道路河川水路等 83.1億円、消防防災施設 20.8億円、学校教育施設等 132.5億円、社会教育・体育館等 23.7億円

市債残高の状況

単位：百万円



補足説明

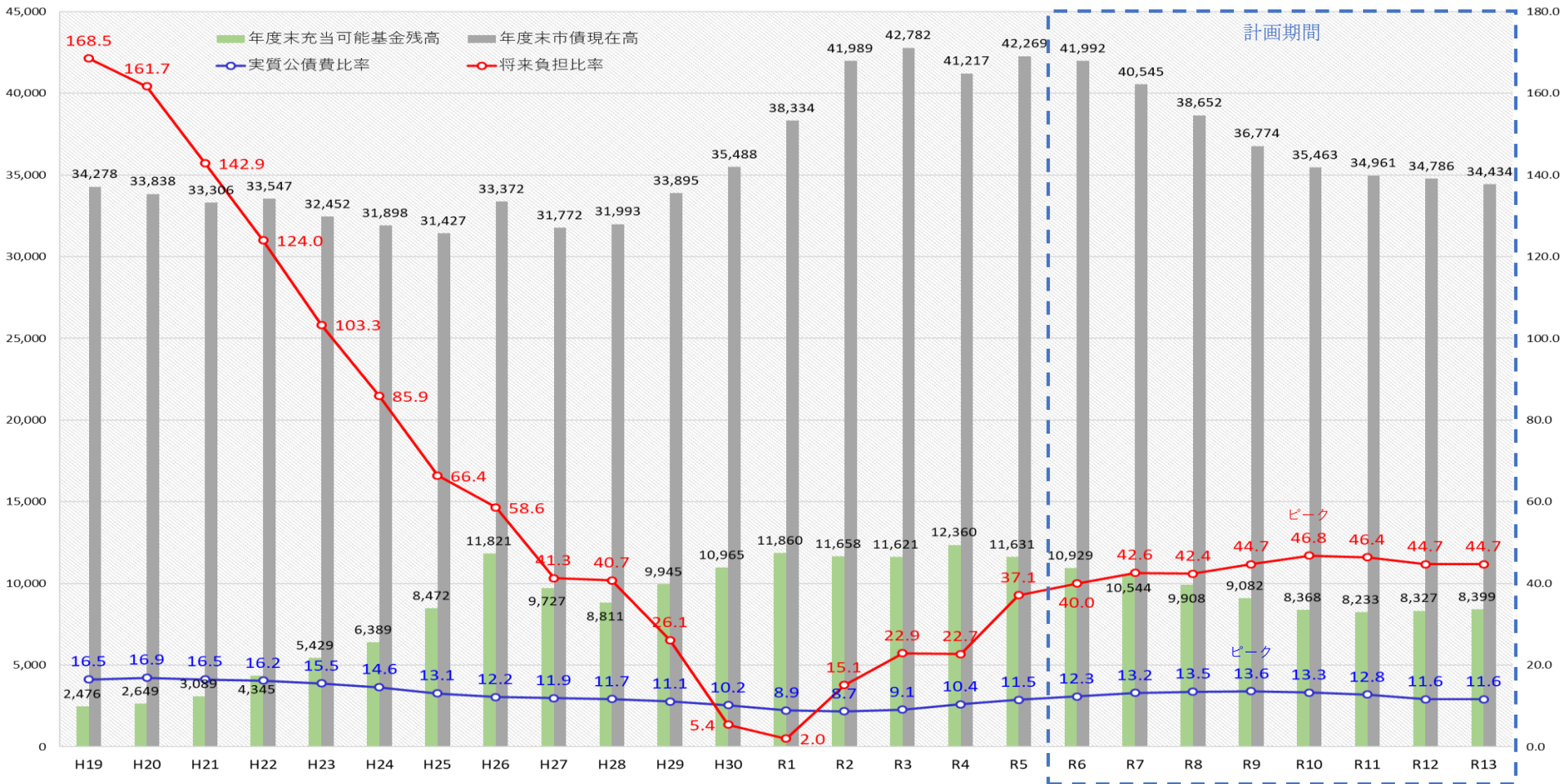
国の地方交付税の原資不足により地方が国と折半で負担する「臨時財政対策債」を除くと、令和5年度までの市債残高の推移は、「合併特例事業債」や「過疎対策事業債」、熊本地震や豪雨等による「災害復旧事業債」、国庫補助事業の地方負担に対して発行した「公共事業等債」が、大きな割合を占めていることがわかります。

合併特例事業債が、令和5年度で発行上限額に到達する予定であることから、計画期間では、国・県の補助事業を軸とした建設事業・市債発行計画をもとに試算しています。これまでは、普通交付税措置の高い地方債を最大限に有効活用し、施設の新改築・大規模改修等を行ってきましたが、令和6年度からは、公共事業等債・学校教育施設整備事業債などの通常債が大きな割合を占め、市債残高に占める国の財政支援が少しずつ減少していく見込みであるため、市債発行額の抑制により、市債残高の抑制を図っていく計画としています。

○ 国の市債元利償還金に対する主な財政支援

臨時財政対策債 100% 合併特例事業債 70%、過疎対策事業債 70%、災害復旧事業債 48～95%、公共事業等債 20%、学校施設整備事業債 0%～60%

単位：百万円



補足説明

早期健全化基準を大きく下回り、計画期間におけるピーク時においても「健全段階」に位置する見込みです。

・**実質公債費比率** … 早期健全化基準 25.0% > ピーク13.6% ・**将来負担比率** … 早期健全化基準350.0% > ピーク 46.8%

平成19年度の制度開始から市の財政状況は『健全』でしたが、普通交付税の合併算定替の終了（H17年度から平成31年度まで15年間）や、少子高齢化、生産年齢人口の減少見込み、扶助費の増加傾向、公共施設の老朽化状況、他市の動向などを踏まえると、決して予断を許さない状況でした。

このことから、自主的な財政健全化を図るため、歳出経費を切り詰め、基金の増資、地方債の有効活用・抑制を計ったため、健全化判断比率が年々「改善」してきた状況です。令和元年度決算で将来負担比率、令和2年度決算で実質公債費比率は過去最も低い指標となりましたが、合併特例事業債の発行限度額と期限が迫り、今後の学校教育施設等の改築や道路改良事業等の財源は、交付税措置の低い学校施設整備事業債や公共事業等債で調達していくことから徐々に上昇していく見込みとしています。

指標が低いこと自体が重要ではなく、健全段階に位置しつつ持続可能な財政基盤の基で、各種計画に沿って適切な時期に財政措置が有利な市債等を活用し、公用・公共用資産への投資（新改築・大規模改修・維持補修等）と行政サービスを引き続き提供していく計画としています。

Ⅳ 財政用語の解説

財政用語	解 説
一般会計	地方公共団体の会計の中心をなすもので、教育や福祉、公共施設の整備など、市民の皆さまに身近な行政サービスを提供するための収入（財源）と支出（経費）を計上する会計です。
特別会計	特定の歳入歳出を一般の歳入歳出と区別して別個に処理するための会計です。国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計のように法律でその設置が義務付けられた会計と、条例により設置する奨学金特別の計4会計を設けています。
企業会計	民間企業のように事業収益をあげ、経費を賄っている企業会計方式の会計です。水道事業会計、下水道事業会計及び宇城市民病院事業会計（R4年度まで）の3会計を設けています。
普通会計	地域の特性や施策の違いなどにより会計区分が異なる自治体の財政状況を全国の自治体と同じ基準で比較できるよう国がルール化した会計のことで、本市は、一般会計及び奨学金特別会計を普通会計としています。
一般財源	財源の使途が特定されず、どのような経費にも使用できる財源です。 ※ 市税、地方譲与税、地方交付税、地方特例交付金など
特定財源	一般財源とは反対に、財源の使途が特定されている財源です。 ※ 国庫支出金、県支出金、地方債、使用料、手数料、分担金、負担金など
義務的経費	地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務付けられ、任意に削減できない極めて硬直性が高い経費のことです。職員給等の人件費、生活保護費等の扶助費及び市債の元利償還金である公債費からなっています。
投資的経費	道路橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等、社会資本の整備に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費からなっています。
標準財政規模	地方公共団体の一般財源の標準規模を示すものです。通常、標準的に徴収し得るであろうと考えられる税収入額に普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額を加えたものです。
健全化判断比率	地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）で定められた、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率を「健全化判断比率」と総称します。地方公共団体の長は、前年度の決算の提出後に健全化判断比率を監査委員の審査に付し、その意見書を付けて議会に報告し公表しなければならないとされています。
① 実質赤字比率	一般会計の当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額を見るもので、実質赤字額の標準財政規模に占める割合を表したものです。これが生じた場合は赤字の早期解消に努める必要があります。本市は該当がないため、本計画上では表記していません。
② 連結実質赤字比率	一般会計、特別会計、企業会計における実質赤字が標準財政規模に占める割合です。これが生じた場合は赤字の早期解消に努める必要があります。本市は該当がないため、本計画上では表記していません。
③ 実質公債費比率	一般会計等が負担する実質的な公債費相当額（市債の元利償還金、公営企業に対する繰出金など公債費に準ずるもの等）の標準財政規模に占める割合の過去3年間の平均値を表したものです。これが18%を超えると起債の許可が必要となり、25%を超えると早期健全化団体、35%を超えると財政再生団体となります。
④ 将来負担比率	一般会計等が将来的に負担すべき実質的な債務（市債残高・退職手当負担金等）の標準財政規模に占める割合です。この割合が高くなるとこれらの債務が将来的に財政を圧迫する可能性があるため、その解消に努める必要があります。一般的に、基金（預貯金）残高が少なく、市債（借金）残高が多いと比率が高くなります。350%を超えると早期健全化団体となります。